

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

私は、ずっとライフワークとしてたばこの問題、たばこと健康の問題に取り組んできていますので、今日もこのたばこと消費者行政についてまず伺っていきたいと思うんです。

今、新型コロナウイルスの感染が拡大になっていて、その中で重症化リスクとかあるいは致死率ということがよく言われていますけれども、これ、喫煙がかなり新型コロナウイルスの重症化の大きな要因になっているということがいろんなところで言われているんですね。まず世界保健機関、WHOも、あるいはヨーロッパ疾病予防管理センター、E CDC、さらには東京都医師会、日本禁煙学会、こういった多くの医療関係組織が新型コロナ感染や重症化を予防するために禁煙をすること、これを推奨しているんです。

私は、先月三日の参議院の本会議で実は総理にこうただしたんですね。政府は国民に対して、たばこを吸うことが新型コロナウイルスによる重症化リスクを高める危険性があるということを警告し、総理が率先して予防策として国民に禁煙を推奨すべきではないかと、こう総理にただしました。総理大臣は、安倍総理は、必要な注意喚起をしたいというふうに答弁をされています。しかし、いまだに政府からこの重症化

を避けるために禁煙をすることを求める注意喚起というのはなされて
おりません。

消費者庁は、新型コロナに関連する悪徳商法だとか、あるいは先ほど
質問ありましたマスクに関する情報などをウェブサイトやLINEを
通じて消費者向けに情報提供を行っています。やはり、たばこを吸うこ
とが新型コロナウイルスの重症化につながることを、消費者庁は厚労
省と協力して消費者である喫煙者に周知すべきであると考えますが、
大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（衛藤晟一君） お尋ねの喫煙と新型コロナウイルス感染症
との関係については、現在各国で研究が行われており、国際機関や国内
の関係学会でも注意喚起が行われているものと承知をいたしております。
す。

そういう中で、我が国では、先生大変御努力いただきました、また各
党でいろんな議論をいただきました健康増進法の一部改正がなされて、
この四月一日より完全施行、とりわけこの受動喫煙防止に関してそう
いう体制が組まれたところでございます。

消費者庁においては様々な商品の危険情報を消費者に向けて発信し
ていますけれども、たばこの危険性を啓発実施しているのは厚生労働

省等の健康を維持するところでございますので、そういう関係機関とも連携しつつ、今後どういうことが可能かどうか検討してまいりたいと思います。この関係機関におきましては、厚生労働省に加えまして日本医師会等も大変貢献をしていただいているところでございます。

○松沢成文君 喫煙者というのはたばこの消費者なんですね。ですから、この消費者にきちっとした情報が伝わっていないと、誤解して、いや、このたばこは害が少ないんじゃないか、いいのかなど、そうやってどんどんどんどんたばこを吸う人が多くなると、これコロナになったときに重症化して亡くなっていくと。こういう循環もあるわけでありまして、是非とも今後厚労省任せにせずに考えていただきたいと思います。

ちょっと一つ質問を飛ばしますけれども、大臣は拝察するとたばこは吸わないんじゃないかと思いますが、たばこの煙は七十種類以上の発がん性物質を含んでいますけれども、そういういろいろ有害物質の中でこの三大有害物質と言われるものがあるんですが、これ有名なものですが、大臣は御存じでしょうか。

○国務大臣（衛藤晟一君） 一応存じ上げております。ニコチン、タール、一酸化炭素の三つという具合に認識いたしております。

○松沢成文君 ニコチン、タール、一酸化炭素というふうに言われていますけれども、これ、紙巻きたばこのパッケージには、ニコチンとタールの量がきちっと表示してあって、有害物質が入っていますので健康のために吸い過ぎには注意しましょうと、こういう注意喚起があるんですね。

で、今はやってきているこういう加熱式たばこってあるんです。(資料提示) 私も吸わないので分からないんですけども、これがJ Tが出しているプルーム・テック。これがフィリップ・モリスが出している、一番先行してスタートしたアイコス。これがB A T、ブリティッシュ・アメリカン・タバコが出しているグルーという加熱式たばこ。これ、今どんどんどんどん普及しているんですよ。人気があるんです。

たばこ会社は、紙巻きたばこはかなりこの有害性が宣伝されていて、健康に悪そうだからどんどん需要が落ちているんですね。それじゃたばこ会社やっていけないんで、この加熱式たばこというのはいいことばかりだと、煙が出ない、臭くない、受動喫煙も防止できる、それで有害性は少ない、だから、みんなたばこをやめるんじゃないかとこちらに移行しましょうと言って、今一生懸命宣伝しているんですね。これが実態です。

さあ、さて、財務省にお聞きしますけれども、この紙巻きたばこにはニコチンとタールの量がきちっと規定されている。で、この加熱式たばこには何にも書いていないんです。ニコチンもタールも入っていますよ。なぜですか、これ。消費者、誤解するじゃないですか、こっちはニコチンもタールも入っていない、全く、何というかな、害がないたばこなんだと。なぜですか。

○政府参考人（鏑水洋君） お答えいたします。

紙巻きたばこにつきましては、国際標準化機構、いわゆる I S O において標準的な測定方法が定められております。日本におきましても、その方法を用いることによりましてニコチン量及びタール量を測定いたしまして、製品に表示することを義務付けているところでございます。

一方、加熱式たばこにつきましては、近年新たに開発された製品でございまして、その製品特性もメーカーごとに異なっております。このため、いまだ標準的な測定方法も確立されておらず、現時点ではニコチン量等の表示を義務付けることはなかなか難しいというふうに考えてございますが、国際的な機関でございます先ほど申し上げました I S O でも、その加熱式たばこにつきましてはその測定方法の検討に着手したと承知しておりますので、こうした議論の進展を踏まえて検討してま

いたいと考えております。

なお、財務省といたしましては、喫煙と健康等の観点から、たばこ製品に関する客観的情報を消費者に提供することは大変重要なことだと考えております。加熱式たばこの各メーカーに対しまして、たばこペーパーに含まれるニコチンやその他の成分量につきまして情報をできる限り開示するよう要請しております。その結果といたしまして、現在加熱式たばこを販売している四社とも、まあ自主的な取組ではございますし、それぞれの測定方法によるものではございますが、ニコチン及びその他のたばこペーパーの成分につきまして数値をもってホームページに開示しているというふうに承知しております。

○松沢成文君 ホームページにこんな小さく書いていたって、消費者、誰も見ませんよね。たばこのパッケージに、ニコチンとタールが入っているからのみ過ぎに注意しようとして書いてある。加熱式たばこのカートリッジのパッケージにも、ちゃんと入っているならその成分書かないと、全く誤解して、こちらは健康だからいいたばこというふうになっちゃいますよね。

で、ISOの話がありました。確かにISOは今、紙巻きたばこについては自動喫煙器で測定して出すという仕組みができていて、でも、そ

れが加熱式たばこではできていないのでまだできないんだと言うんですが、そんなことはないですよ。

皆さん、資料一、見てください。この資料一で、この国立保健医療科学院、ここの櫻田先生が、ちゃんと自動喫煙器を使って加熱式たばこのニコチンとタールも調べられるから調べているんです。もうこういう数字出ているんです。

これ見ると、実はアイコスにも同じようにタールはこれだけ入っているし、ニコチンにおいては加熱式たばこ、アイコスの方が多いんですね。これ、自動喫煙器使って全部調べられるんです。だから、そのISOに基準がないからって、加熱式たばこというのは日本と韓国だけがやっているある意味でローカルな電子たばこなんです。世界の電子たばこというのは加熱式じゃなくて、もうたばこの葉っぱ使わない、溶液でやるんですね。だから、そんなローカルのもの基準を国際機関が作るのを待っていたらなかなかできませんよ、今動き始めていると言いますが。

だから、是非ともこれは、加熱式たばこについても調べられるんだから調べて、その通知を出さないと消費者は誤解しますよ。加熱式たばこは害がない、健康にいいたばこだと、こういうふうになるので、是非と

もそこはしっかりやっていただきたいと思います。

さあ、大臣、この紙巻きたばこでは、I S Oが定める自動喫煙器による測定方法を財務省告示で採用して、たばこ一本当たりのニコチンとタールの量を測って、それをミリグラム単位でパッケージに表示しています。加熱式たばこはまだ標準的な測定方法が確立しないということで逃げて、加熱式たばこも紙巻きたばこと同じI S Oが定める自動喫煙器により各種成分を測定することは、先ほど言ったようにもうできるんですね。

そこで伺いますけれども、加熱式たばこのパッケージにあえて代表的な有害物質であるニコチンとタールを表示しないと、加熱式たばこは紙巻きたばこより健康に良いといった誤った情報を消費者に伝えることになるんじゃないかと。これは、加熱式たばこは紙巻きたばこより健康に良い優れた商品だという優良誤認を消極的に表示することになって、景品表示法における不当表示に該当する可能性があると考えますが、消費者庁としていかがでしょうか、大臣。

○国務大臣（衛藤晟一君） この表示については、やっぱり健康上の問題といえば厚生労働省になりますし、また表示の問題ということになりますと、具体的にはたばこ事業法を所管している財務省になります。

どの程度どう表示するかということについては、やっぱりこの方針をちゃんとやってもらわなければいけないという具合に思っています。

その表示の権限を持っているのは財務省でございますので、そして、その健康に対する影響についてはこれは厚生労働省が行っていますので、そのことは消費者についていろんな影響を与えますので、是非その議論はもっと進めていって結論を出していただくことができれば、消費者庁としては有り難いというように思っております。

○松沢成文君 消費者庁がリーダーシップを取ってそういう方向に持っていったかかないと解決できないというふうに私は思います。

さて、次、この二つの資料二、資料三を見てください。

これ、アイコスが科学的に実証されていますということで、この有害性成分の量が何か九〇%低減している、低減できている。それから、プルーム・テックは九九%カット。こういう表示見ると、加熱式たばこというのは本当に健康に全くほとんど有害性ないんだと、みんなこれ誤解しませんかね。

それで、これは幾つもの成分を調べるんですが、その中で最も有害性のあるニコチンとタール、タールは一部調べます、でも、ニコチンとタールのほとんどの部分はこれ有害性のある成分として調べていないん

です。そのほかの成分で調べて九九%だと。こんなの意味ないというか、めちゃくちゃな表示だと私は思うんですね。

それで、まず、消費者庁は、これらの広告の表示の裏付けとなる合理的な根拠というのは確認しているのでしょうか。

○政府参考人（小林渉君） お答えいたします。

個別の事案に係るお尋ねでございますので、詳細についてお答えすることは差し控えさせていただきますけれども、一般論として申し上げますれば、効果や性能の優良性を示す表示は消費者を取引へと誘引しますので、事業者はそのような表示を行う場合には当該表示の裏付けとなる合理的な根拠資料をあらかじめ有した上で表示を行うべきであり、そのような資料を有しないまま表示を行えば景品表示法に違反するおそれがございます。

ただいま御指摘いただきました各表示につきましては、各事業者において、WHOが健康リスクの観点から含有量の低減を優先して推奨している九つの健康懸念物質についてのデータを基に委員御指摘のような表示をしているものと考えられますが、仮にこのようなデータが表示の合理的根拠と言えないなど景品表示法上の問題があれば、所要の調査を行った上で適切に対処してまいります。

○松沢成文君 先ほどの資料一に、もう一回見ていただきたいんですが、これ、日本の研究機関も韓国の研究機関も、加熱式たばこ、アイコス、あるいは紙巻きたばこと比較して、紙巻きたばこというのはもういろいろライトとかいろんな種類ありますからこれ難しいんですが、標準的なものと比較して、タールでもニコチンでもそんなに差はないんですね、両方とも入っているんですよ。

九つのその有害物質でこれ検討してこういう結果が出ていると言いますが、ニコチンは入っていませんし、タールの成分もほとんど入っていない。この主要の二つをほとんどのいた形で、安全ですよ安全ですよ。いや、これ、本当にまずいんじゃないですか、これ。偽りの表示ですよ。

以上のことから、現在国内で販売されている加熱式たばこが宣伝するように、加熱式たばこは紙巻きたばこよりも有害性物質が圧倒的に少ないということは事実ではないんです、虚偽です、これ。このことが、実際のものよりも著しく優良であると示し、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある、これ景品表示法の五条ですね、五条一項、この優良誤認表示に私は該当すると思いますけれども、大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣（衛藤晟一君） 非常に厳しいことですが……（発言する者あり）いやいや、まあ実際のところ、やっぱり厚生労働省、それから財務省も入れて、やっぱり具体的に、これは新しいたばこという形で、加熱式あるいは電子たばこという形で発売をされておりますので、それはその表示をちゃんとやるということは、やっぱりもう必要なときになってきていると思うんですね。

その表示をめぐって、その真偽のほどはいろいろあるよということをおっしゃれば、先ほど申し上げましたように、我々としてもいろんな意味での所要の調査を行わなければいけないんじゃないのかなと思っています。そのことはよく、表示義務を持っています財務省や、あるいは健康についてそのことをちゃんと確認できる厚労省と連絡を取り合いながら、どういう具合なことができるのかということについて検討しなければいけないというふうに思っている次第でございます。

○松沢成文君 大臣、だんだん前向きになってきていただいて、ありがとうございます。

これ、そもそも明確な根拠を示さずに加熱式たばこが紙巻きたばこよりも圧倒的に健康にいいということを宣伝していること自体が私は問題だと思っています。

そこで、大臣、具体的に、景品表示法第七条第二項に基づいて、消費者庁長官が、これ期間を定めて事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求める不実証広告規制というルールがあるんですね。これを私は行うべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人（小林渉君） お答えいたします。

七条二項の権限は、「内閣総理大臣は、」という主語になっておりまして、それがその後、法律で消費者庁長官に委任されているものでございますので、消費者庁におきまして判断は行わせていただきたいと思えます。

あとは、つまり大臣というのは消費者庁の方でさせていただく話でございますが、消費者庁におきましてその必要性の有無については検討していきたいというふうに思っております。

○松沢成文君 是非とも前向きに検討していただきたいと思えます。

大臣、日本はもう先進国の中でたばこ会社を国が、財務省が特殊会社として抱えているというのはもう先進国で日本だけです。世界中見ても中国と北朝鮮ぐらいですよ、たばこ会社を政府が抱えているというのは。結局、政府がJTを抱えているもので、たばこ規制を強めるとJ

Tの経営がおかしくなって、収益が上がらなくなると株の配当金も政府に上がってこなくなる、だから厳しい規制ができないんですよ。だから、やっぱりたばこ行政というのは健康を管理する厚生労働省が担当すべきであって、たばこ税とか、あるいは財投のお金になるから株の収益上げたいというような、財務省が監督していればこうなっちゃうんですね。

ですから、私は、消費者庁が勇気を持って、やはりこのたばこのパッケージの広告はおかしい、もっと規制をきちっと国際水準に合わせてやるべきだ、こういう姿勢を示せば、だんだんとこれ変わってくると思います。みんなJTは株式会社から、民営化された会社だと思っている。筆頭株主、財務大臣ですからね。是非ともその辺りの、私は、失礼ですがたばこ利権ができちゃっているわけです、日本に、それをぶっ壊すために消費者庁から声を上げていただきたいと思います。

さて、北村担当大臣の方にもちょっとお伺いする質問作ってきたんで、大臣、コロナのこの被害がどんどん広がっています。それで、私は、ちょっと二番目の質問に行きますけれども、この新型コロナのショックが経済社会に与えた最も大きな影響は、ある意味でIT化とかデジタル化の進展だというふうに思います。

みんな外出の自粛規制が出て、家にいますよね。例えば、インターネットを使ってオンラインでリモートワークをする、あるいはウェブ会議をする。子供たちは、今なかなか進んでいませんけれどもオンライン授業とかね、オンライン教育をやる。あるいは、医療もオンライン診療が随分解禁されて、ようやくできるようになってきた。それから、買物ももうインターネットを使って、まあふるさと納税じゃないですけども、アマゾンに頼んで運んでもらおう。あるいは今、出前だってみんなそうですよ、オンラインでやっているんですね。それから、娯楽もそうです。映画館に行けないわけだから、みんなNetflixとかアマゾンTVとか、こういうのを会員になって家で見ているわけですね。それから、SNSが物すごい盛んになって、情報交換、様々オンラインでやるようになりましたよね。

私は、このIT化とかデジタル化が大きく進んだというのは地方創生にどのような影響をもたらすか、ここ非常に関心があるんですよ。ですから、このポストコロナの日本の社会で、下手したらこれピンチをチャンスに変えるじゃないけど、地方創生がぐっと進められる可能性もあると思うんです。このIT化、ネット化、オンライン化によってね。

その辺り、大臣、どのように考えていますか。済みません、最後の質

問になっちゃいましたけれども、是非とも御見解をお聞かせください。

○国務大臣（北村誠吾君） 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、企業におけるテレワークの取組が、お言葉のようにいろんな分野と一緒に進捗するとともに、遠隔教育、さらに遠隔医療、遠隔服薬、あるいは情報通信技術のサービスを活用してそれらの必要性とその効果の高さがお言葉のとおり改めて今回浮き彫りになったなという認識を私もいたしております。

こうした状況に鑑みまして、情報通信技術を徹底的に活用することによりまして、時間や場所にとらわれることなく、また都市部と地方部の隔たりなく、あるいは本土と離島、あるいは過疎地、あるいは雪寒地帯、豪雪地帯、それらの不便や不利を克服して、充実した仕事や生活を実現できる可能性がより高まってきているというふうに思い、まさに委員と同様の感情を強く持つておるところであります。

さらに、テレワークなどを通じた働き方に対する国民の意識変化、すなわち働き方改革に通じる、あるいは緊急事態の下におけるビジネス継続に向けた備えに対する企業の課題があるなというその気持ちの、問題意識の高まり、これらが、地方に移住してテレワークにより働くことや企業の拠点の地方形成、あるいは移転、あるいは拡充、これらにつ

ながるなど、地方創生の実現により良い影響をもたらす契機になるんじゃないか、そういうようなことで取り組んでいかなければならぬと考えております。

結びに、地方創生担当大臣といたしましては、地方公共団体のソサエティー五・〇の実現に向けた取組を大いに支援し、地方における仕事づくりや地方への新しい人の流れ、その創出などを地方創生の実現につなげてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 ありがとうございます。ありがとうございました。